# 東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組

平成25年3月農林水產省

# ①震災からの復旧・復興

- 東日本大震災では、農林水産関係全体で<u>約2兆4千億円の被害が発生</u>。
- 〇 阪神大震災の時の農林水産関係被害の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

<東日本大震災における農林水産関係の被害>

合計 2兆3,841億円

#### 水産業関係被害

全国の漁業生産量の5割を占める7道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、 茨城県、千葉県)を中心に大きな被害

被害額合計:1兆2,637 億円

漁船(28,612隻) 全国21都道県の漁船に被害 (岩手,宮城福島では約9割が被災)	1,822億円
漁港施設(319漁港) 7道県の漁港の約4割 (岩手宮城福島のほぼ全て)	8,230億円
養殖関係 (うち 養殖施設) (うち 養殖物)	1,335億円 (738億円) (597億円)
共同利用施設(1,725施設)	1,249億円

※ 本表に掲げた被害のほか、民間企業が所有する水産加工施設や製氷冷 凍冷蔵施設等に約1,600億円の被害がある(水産加工団体等からの聞き取り)。 農林業関係被害

特に津波によって、6県(青森県、岩手県、 宮城県、福島県、茨城県、千葉県)を中心 に、総計2.1万haに及ぶ農地に被害が発生

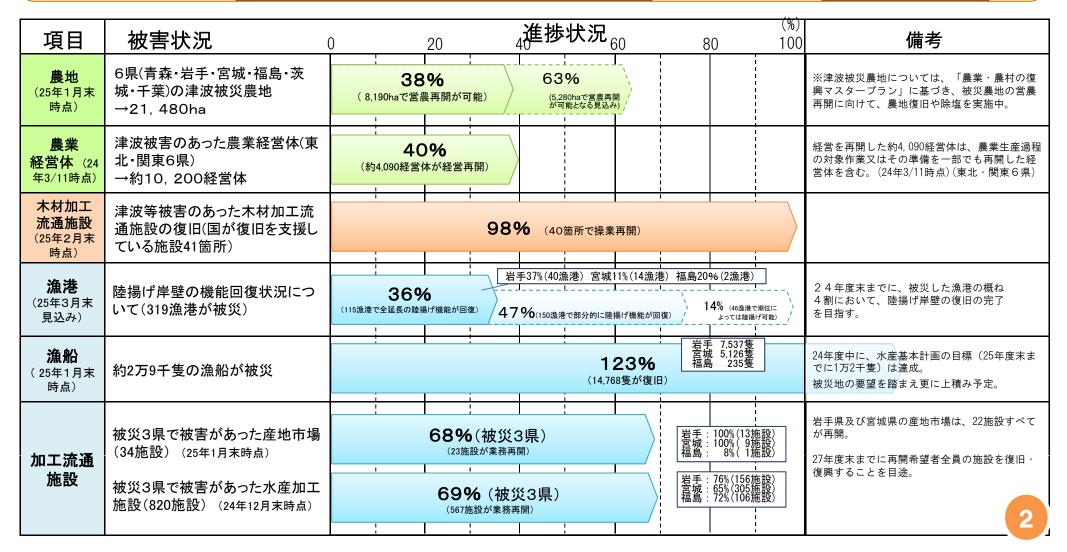
被害額合計:1兆1.204億円

農地(18,186箇所)	4,006億円
農業用施設等(17,906箇所) (水路、揚水機、集落排水施設等)	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
<b>農業・畜産関係施設等</b> (農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等)	493億円
林野関係 (林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加 工流通施設等)	2,155億円

# 東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①

MAFF

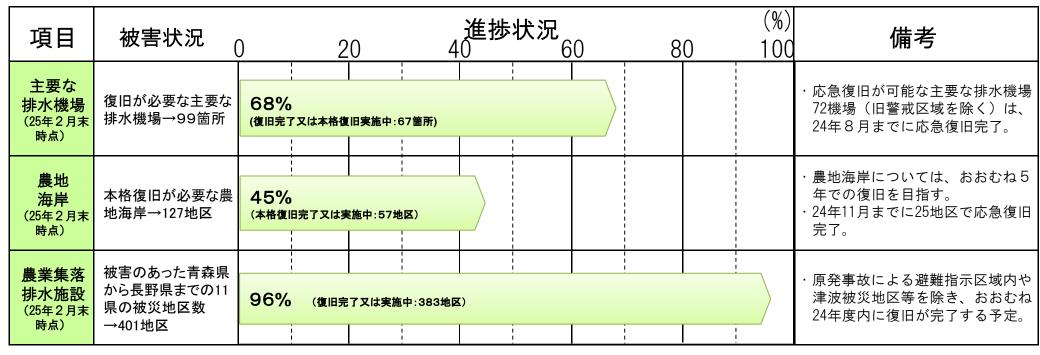
- 農地や主な漁港については、<u>概ね3年間での復旧</u>を目指し、<u>計画的に復旧事業を進めている</u>ところ。
- 農地については、今春までに<u>津波被災農地の約6割以上で営農再開が可能となる見込み</u>。
- 漁港については、<u>約4割の漁港で全延長の陸揚げ機能が回復</u>。水産加工施設も<u>約7割で業務再開</u>。



# 東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②

MAFF

- 〇主要な排水機場については、24年8月までに応急復旧を完了。約7割で本格復旧を実施中。
- 〇農地海岸については、24年11月までに応急復旧を完了。約5割で本格復旧を実施中。
- 〇農業集落排水施設については、避難指示区域の地区等を除き、おおむね復旧完了又は実施中。



#### 排水機場の復旧事例(仙台東地区)







#### 農地海岸の復旧事例(亘理・山元農地海岸地区)



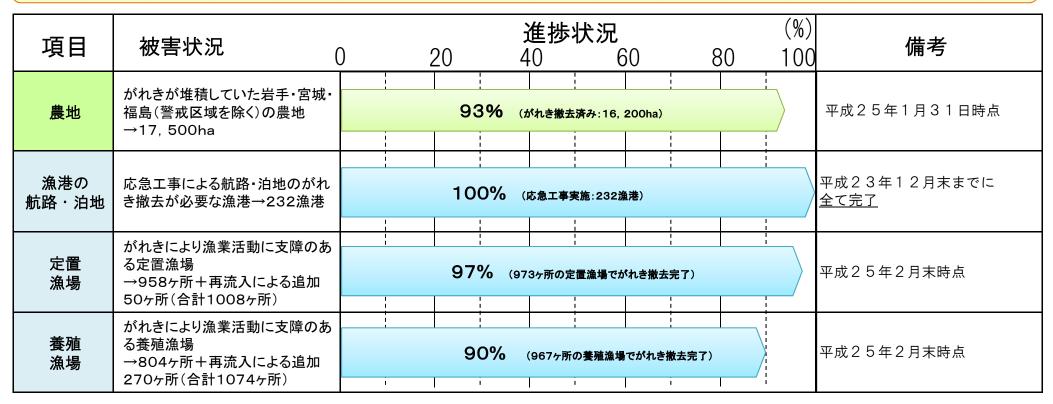




# 東日本大震災で発生したがれきの処理状況(農林水産省関係)

MAFF

○ 農地、漁港、定置漁場、養殖漁場について、9割以上でがれきが処理されている。



#### (参考) 岩手、宮城、福島県の災害廃棄物等の処理状況(平成25年1月31日時点)

	災害廃棄物	<b>〈</b> 5	災害廃棄物(千t)			聿波堆積物(千t	:)
県名	等推計量(千 t)	推計量	仮置場搬入 済量	処理量	推計量	仮置場搬入 済量	処理量
岩手県	5,250	3,657	3,188	1,420	1,594	1,234	145
			(87%)	(39%)		(77%)	(9%)
宮城県	18,302	11,026	10,040	5,630	7,276	4,872	1,702
			(91%)	(51%)		(67%)	(24%)
福島県	3,133	1,599	1,339	493	1,534	584	30
			(84%)	(31%)		(38%)	(2%)
3県計	26,686	16,281	14,567	7,543	10,404	6,690	1,888
			(89%)	(46%)		(64%)	(18%)

- ※1 処理量は、破砕・選別等により有価売却、原燃料利用、焼却やセメント焼成、埋立処分等により 処理・処分された量。
- ※2 福島県には、国が直轄で処理を行う対象地域 内は含まない。
- ※3 仮置き場搬入済量、処理量の下段の(%)は、 それぞれ推計量に対する割合を示す。

# 震災発生初期には、被災地域で不足していた食料品や燃料(A重油等)、 配合飼料等を被災地に輸送しました。

#### MAFF

#### 被災地域への食料供給

- 今回の震災では、200社を超える食品メーカー等の協力の下、 食料2,584万食、育児用調整粉 乳5.3万缶、飲料762万本を調達。 ピーク時には1日で約154万食分の食料を調達。
- 水産庁の漁業取締船等の 計10隻が民間漁船と協力して 海上から物資(食料、燃料日用 品、医薬品)を輸送。



福貴浦漁港における水産庁漁 業取締船による救援物資の引 き渡し(宮城県石巻市)

#### 被災地域の飼料不足への対応

- 〇 工場の被災により、供給不足と なった配合飼料の供給確保を支援 するため、
- ①飼料関係団体に対し、<u>九州や北</u> <u>海道等からの配送(内航船運搬</u> トラック輸送)の要請、
- ②<u>備蓄飼料穀物(35万トン)の無</u> <u>償・無担保での貸付</u> 等を措置。
- H23年3~6月にかけて、他 地域から約40万tの飼料が供給。



#### その他の応急対応

#### 【資金調達の円滑化】

- 被災した農林漁業者等が資金を調達できるよう、円滑な融資等を関係団体に依頼。
- 農業共済掛金の払込期限等の延長・共済金の早期支払いに向けて共済団体に指導。

#### 【排水設備の貸出】

〇 農地等の湛水排除や応急的な取水に対応するため、<u>災害応急用ポンプを地方農政局土地</u> 改良技術事務所から搬送し供用。宮城県、福島県、栃木県の3県で延べ90台を供用。

#### 【手続きの簡素化】

#### 【燃料用物資の供給】

- 東北森林管理局から大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町等へ薪ストーブ113台を提供。
- 〇 関係団体等の協力の下、宮城県、福島県へ木炭26 t 、木炭コンロ1,300個を供給。



災害応急用ポンプによる排水作業 (宮城県名取市)

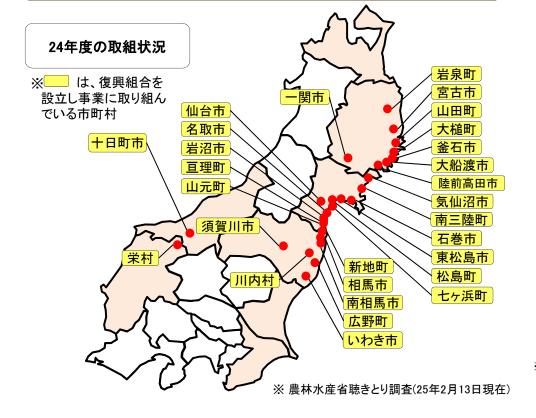
# 農業者の経営再開のための支援をしています。

MAFF

- 震災被害農地の経営再開に向けたゴミ除去等の復旧作業のために、その地区内で営農を行う農業者で組織 する地域農業復興組合を設立。
- 平成24年度では、28市町村、76組合で取組を実施(H23年度:37市町村119組合)。
- 復興組合への支援として、5県に対し約44億円を交付決定済み。

#### 被災農家経営再開支援事業

東日本大震災に係る復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払い。



#### 水田作物・野菜・果樹支援単価

営農の種類	支援単価(上限)
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a(9.0万円/10a)

注:単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合

#### 畜産支援単価

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛	10,500円~
肉用牛	182,200円/頭	(育成経営)	13,200円/頭
(繁殖経営)	·	豚(繁殖豚)	22,400円/頭
│肉用牛 │(肥育経営)	21,700円~   59,000円/頭	鶏(採卵鶏)	12,000円/千羽



東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度以降に農産物生産の断念を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域においては、今後、福島県営農再開支援事業(24年度補正予算)により営農再開に向けた支援を行うこととしています。

# 農地の復旧に合わせて、ほ場の大区画化にも取り組んでいます。

#### MAFF

- 〇「農業・農村の復興マスタープラン(平成23年8月公表、平成24年4月改訂)」に基づき、被災農地 の営農再開に向けて、農地復旧や除塩を進めているところ。
- 今春までに津波被災農地の約6割以上で営農再開が可能となる見込み。
- 直轄事業や復興交付金の活用により農地の大区画化等を約9,400haで実施中。(25年1月現在)

#### 被災農地における営農再開可能面積と今後の見通し

	24年度 <sup>※1</sup> まで	25年度 <sup>※2</sup>	26年度 以降	その他**3	計
面積(ha) (被災6県計)	8,190	5,280	5,440	2,570	21,480
割合	38%	25%	25%	12%	100%

63%

- ※1:24年度は、昨春の作付時点における営農再開面積(実績値)
- ※2:25年度は、今春の営農再開に向けて復旧工事又は除塩を実施中の面積
- ※3:その他は、水没した農地、原子力災害による警戒区域等

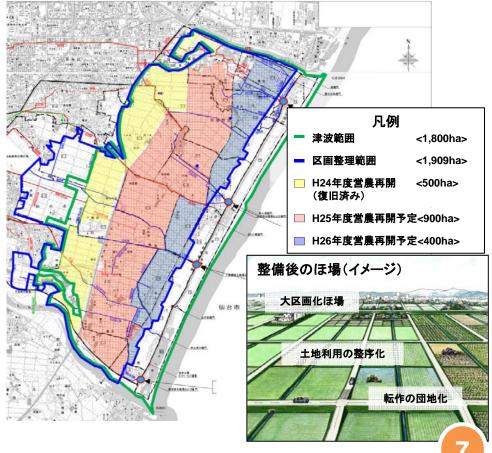
#### 被災農地の復旧事例(仙台東地区)



23年3月時点

24年8月時点

### 直轄特定災害復旧事業(仙台東地区) 営農再開(予定)図



# 農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施しています。

MAFF

- 土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。
- このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理 を含む農地の復旧を国が一貫して実施。



# 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業に一体的に取り組んでいます。

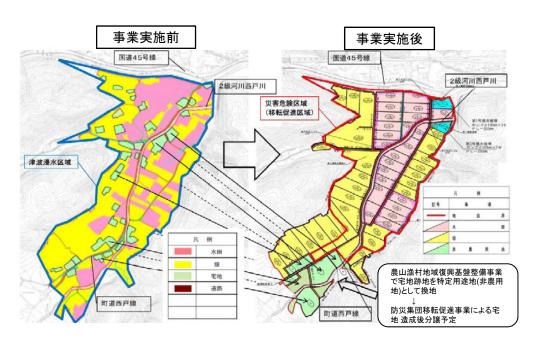
MAFF

- 〇 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の一体的な実施により、移転先の用地取得の手続きが不要となるケースがあるなど、事業期間が短縮。
- 〇 両事業によって、農地を復旧、大区画化すると同時に、農地に囲まれた宅地を高台に集約する ことを7市町村で計画中。

宮城県南三陸町「西戸」川工区」では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより効率的な土地利用を実現。

一体的に実施することにより事業期間が短縮。(H27年度完了予定)

宮城県山元町では、復興交付金を活用し、利用集積による 経営規模拡大や農地の大化区画を図るとともに、道路や公共 利用施設等の公共用地の創出や、集落跡地の利用等による 効率的な土地利用の実現を図るための計画を策定中。







土地利用整序化のイメージ

# 水産加工団地の土地の嵩上げや、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を進めています。

MAFF

○ 高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備については、平成26年度中の完成を目指しているところ。

#### 石巻の被災状況

- 防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等 が壊滅。
- 約70cmの地盤沈下により、満潮時には、 漁港及び水産加工団地へ海水が流入し、冠 水する状況に。



#### 復旧・復興に向けた取組み

#### これまでの取組み

岸壁・漁港施設用地の一部を嵩上げし、背後の水産加工団地への海水の流入を防止(23年末完了)。



嵩上げした岸壁と 仮復旧した水産物 卸売市場

#### 今後の取組み

- ① 24年4月より、岸壁·漁港施設用地の嵩上げと合わせ、 背後の水産加工団地の土地の嵩上げ工事を実施中。
- ② 高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備について、 平成24年度より測量・設計を開始。平成26年度中の完成を目指す。



# 「がんばる漁業・養殖業支援事業」を創設し、震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援しています。

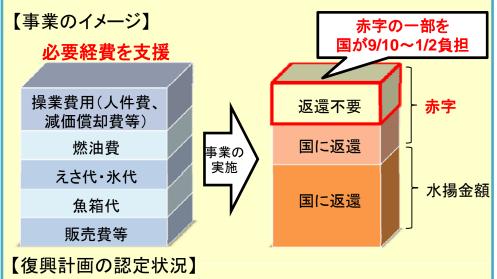
MAFF

- 震災からの速やかな復興のため、「がんばる漁業・養殖業支援事業」を創設。
- 〇 震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援。

#### 【がんばる漁業復興支援事業】

#### 【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、<u>震災前以上の収益性の確保を目指し</u>、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費(人件費、燃油代、氷代等)を支援。

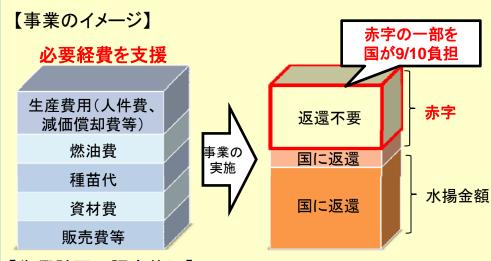


○漁船漁業 H25.3.5現在:認定29件(55隻及び15ヶ統)事業費:約330億円(2月末時点での執行額:135億円)

#### 【がんばる養殖業復興支援事業】

#### 【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費(人件費、燃油代、氷代等)を支援。



#### 【復興計画の認定状況】

○養殖 H25.3.5現在:認定65件(854経営体)

事業費:約139億円(2月末時点での執行額:139億円)

# 震災がれきを活用しながら、海岸防災林の再生を進めています。

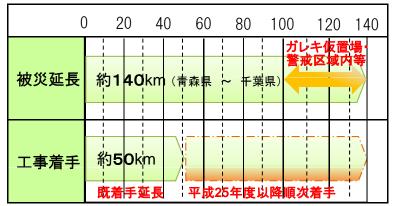
MAFF

〇 津波で被災した海岸防災林(青森県~千葉県 延長合計約140km)については、<u>植生基盤の造成を平成 23年度から概ね5年間で完了</u>し、<u>順次植栽を実施</u>。その際には、安全性が確認された災害廃棄物由来の再 生資材を活用して植生基盤を整備。樹木の植栽等はNPO、企業等の協力も得ながら実施。

大径木化した陸側の林帯

○ 全体復旧は、概ね10年間で完了することを目指す。

#### ◆海岸防災林の復旧・再生の進捗状況について



※現時点での復旧方針による見込み。今後、変動があり得るもの。

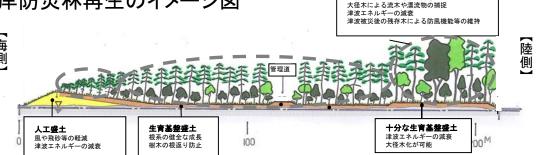


再生資材(津波堆積物)の搬入(岩手県宮古市)



植栽の実施(千葉県旭市)

#### ■ 海岸防災林再生のイメージ図





地元住民等による植樹(宮城県仙台市)

# 新たな農林水産業を切り拓く先端的技術の大規模実証を拡充して進めています。

MAFF

- 〇官民連携の下、成長力のある新たな農林水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を 駆使した大規模実証研究を、宮城県及び岩手県で実施
- 〇多様な被災地の状況を踏まえ、平成25年度には、実証研究地域を拡大

#### これまでの取組

農業・農村分野

#### 【土地利用型農業や施設園芸農業の経営改善】

・大型機械を用いた乾田直播や、鉄コーティング種子を用いた湛 水直播により、土地利用型農業における育苗の手間や管理面積 の制約を克服

((独)農研機構、宮城県古川農業試験場、(株)富士通、ほか)

・イチゴ栽培において、紫外光蛍光灯照射(病害防除)や収穫ロボット(省力化)等の新技術を活用

((独)農研機構、宮城県農業・園芸総合研究所、イシグロ農材(株)、パナソニック株 √ほか)





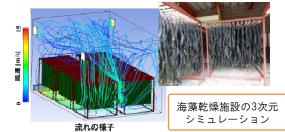
漁業・漁村分野

#### 【 水産業・養殖業・水産加工業の高度化 】

- ・三陸特産のワカメ収穫を機械化し、陸上での共同作業を 含む作業体系の高度化
- ・水温、塩分濃度等の情報を遠洋から沿岸部まで一体的に 解析、沿岸漁業に活用

((独)水産総合研究センター、岩手県水産技術センター、石村工業(株))





#### これからの取組

多様な被災地の状況を踏まえ、平成25年度には、実証研究地域を拡大して実施

農業・農村分野の研究開発: 宮城県(名取市、岩沼市、亘理町及び山元町) 十 福島県及び岩手県

漁業・漁村分野の研究開発: 岩手県(釜石市周辺)

十 宮城県

# 震災からの復興のため、人的な支援を実施しています。

#### MAFF

- 〇 農地・漁港の復旧をはじめとする東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに 進めるため、農林水産省職員を復興庁・環境省に出向させるなどの人的支援を実施。
- 〇 また、被災地における災害復旧工事の迅速・円滑な実施のため、農林水産省及び他の都道府県等 の専門職員を被災自治体に派遣。

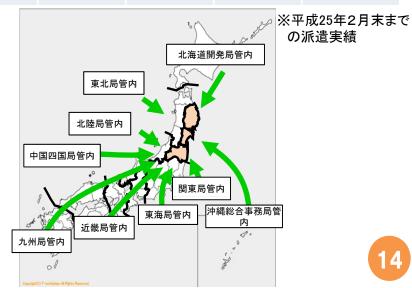
#### 農林水産省から復興庁等への出向状況 (H25年2月現在)

- •復興庁 41名 "(非常駐) 60名
- ・環境省 福島環境再生事務所 69名 福島除染推進チーム 1名 指定廃棄物等処理チーム 7名 (ほか非常駐2名)
- ・岩手・宮城・福島の自治体 計13名(岩手県内3名、宮城県内7名、福島県内3名)

#### <農林水産省及び都道府県等からの職員派遣> (農林水産関係)

・農地・農業用施設や漁港・海岸等の災害復旧に係る 査定及び復旧工事の設計書作成等の支援のため、 農林水産省及び都道府県等の職員を被災地に派遣

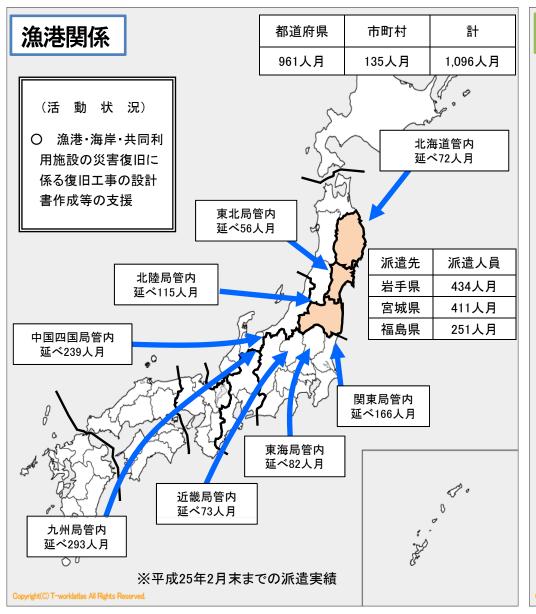
	围	都道府県	市町村	計
漁港関係	_	961	135	1,096人月
農地・農業用施設	291	1,553	_	1,844人月

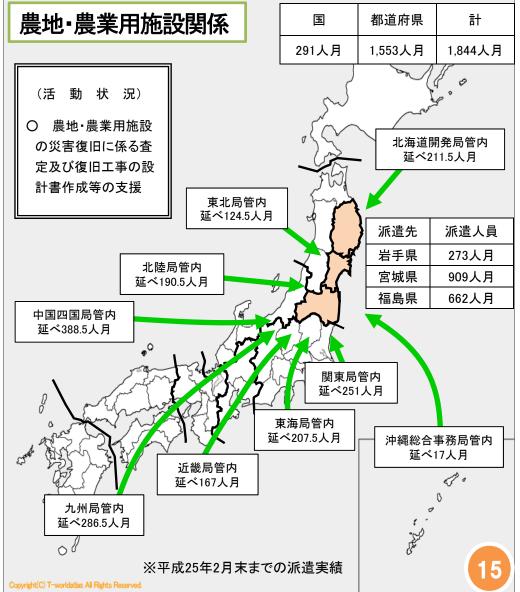


# 全国から被災地に技術者の派遣をしています。

#### MAFF

#### <農林水産省及び都道府県等の職員派遣状況>





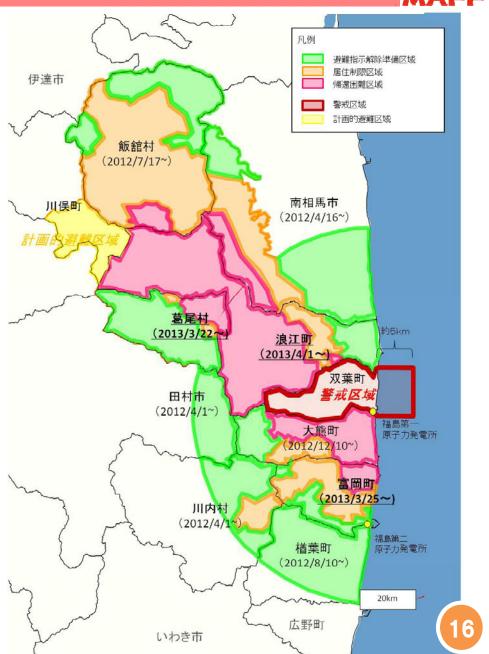
# ②原子力発電所事故への対応

# 原子力発電所事故による警戒区域・避難指示区域が見直されました。

MAFF

○ 平成25年3月11日現在、「警戒区域」及び「避難指示 区域」を含む12市町村のうち、10市町村において順次 区域見直しを行い、「避難指示解除準備区域」、「居住 制限区域」、「帰還困難区域」を設定(葛尾村、富岡町、浪 江町については、それぞれ3/22、3/25、4/1に施行予定)。

区域名	概要
避難指示解除 準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーバルを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域



# 環境省などと連携し、農地・森林の計画的な除染を進めています。

MAFF

- 〇 除染については、復興大臣の陣頭指揮の下、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでいるところ。当省は、<u>農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進</u>。
- 今後とも、着実な除染の実施に向け、<u>現場の課題に応じた除染技術の開発等を実施</u>。

#### ◇ 環境省との連携による農地・森林の計画的な除染の推進

市町村



環境省



農林水産省

汚染状況重点調査地域 (追加被ばく年1mSv以上)

市町村の除染実施計画の作成

※ 101市町村のうち93市町村 で策定(25年1月29日現在) 除染特別地域(警戒区域·計画的避難区域)

国直轄事業の除染実施計画の作成

福島環境再生事務所

※ 域内11市町村のうち9市 町村で策定(24年12月末現在)



市町村が実施

国が実施

本格除染

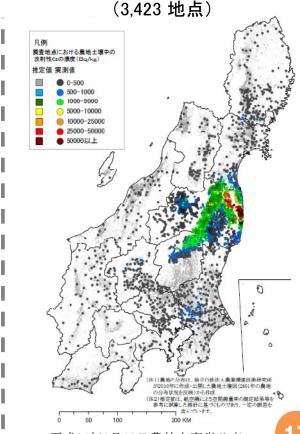
#### 〇効果的・効率的な除染に向けた実証 等の実施

- ・森林及び農地の除染の適当な方法等 の公表(23年9月)
- ・農地土壌の放射性物質除去技術(除染技術)作業の手引き(24年3月)や森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針(24年4月)を公表。
- ・農地除染技術を工事実施レベルで実証 し、農地除染対策の技術書を公表(24 年8月)。
- ・更なる放射性物質除去・低減技術等の 開発を推進。

○環境省及び福島環境再生事務所への 職員の派遣

> 除染の進捗状況に応じて 生じた諸課題に関して協力

# 農地土壌の放射性物質濃度分布図



平成24年3月23日農林水産省公表

17

## 農地除染の実証事業で、放射性セシウム濃度の大幅な低下を確認しました。

MAFF

- 〇 現地のほ場における実証試験を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度や地目に応じた農地土壌の除染技術の適用の考え方を提示(平成23年9月14日)。環境省の「除染関係ガイドライン」に内容が反映(平成23年12月14日)。
- 〇 確立された技術を着実に現場で導入するため、必要な用具や具体的な作業手順等を示した農地土壌の除染技術の手引き(平成24年3月2日)や、工事実施レベルでの実証を踏まえ施工上の留意点等を示した「農地除染対策の技術書」(平成24年8月31日)を公表。実証では、表土削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8~9割減少するなどの効果を確認。

#### 土壌の放射性セシウム濃度別適用技術

土壌の放射性 セシウム濃度	適用する主な 技術
~ 5,000 (Bq / kg)	反転耕、移行 低減栽培(※)、 表土削り取り (未耕起圃場)
5,000 ~ 10,000 (Bq / kg)	表土の削り取り、反転耕、 水による土壌 撹拌・除去
10,000 ~ 25,000 (Bq / kg)	表土削り取り
25,000 (Bq / kg) ~	固化剤を使っ た表土削り取 り

反転耕(畑、水田)





表土の削り取り

移行低減栽培



※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウムや吸着 資材を施用する栽培方法。

資材施用区の耕うん



水による土壌撹拌・除去



芝・牧草の はぎ取り

# 避難指示区域等において農地・農業用施設等を復旧しています。

MAFF

- 営農再開に向けて、基幹となる用排水施設の災害復旧事業を迅速に実施。
- 県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。

#### これまでの主な取組

#### 〇 農業用施設等の復旧

- **南相馬市の排水機場**について、知事から要請を受け、現在、直轄で機場の応急復旧を実施中。
- **国営かんがい排水事業「請戸川地区」**については、環境省による 先行除染と連携して大柿ダムの復旧に向けた詳細調査を実施 中。幹線・支線水路も調査実施中。
- 農地海岸については、県が本格復旧に順次着手。





津波被災農地の湛水状況(仮設ポンプの稼働によりH24年9月に湛水は解消済み)



#### 今後の主な取組

- 南相馬市の排水機場について、25年度から本格復旧工事に着手予定。
- 大柿ダム等の用水施設の復旧工法の検討を進め、25年度内に復旧工事に着手予定(早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい水確保を検討)。
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を行うとともに、県や市町村が25年度から農地やため池等の災害復旧事業に着手予定。【H24補正・H25当初概算決定:福島農業基盤復旧再生計画調査】

# ため池等の農業水利施設の汚染の状況の調査と対策をしています。

MAFF

- 福島県内においてため池等農業水利施設の水質・底質調査を実施し、放射性物質の汚染状況を把握するとと もに、ため池等の取水管理について施設管理者を指導。
- 除染も含めた放射性物質の拡散防止対策技術の検討・実証に取り組む。【H24補正・H25 当初概算決定:ため 池等汚染拡散防止対策実証事業】

#### 福島県内のため池の放射性物質調査(H24年)

● ため池の農業水利施設を対象に放射性物質調査を3回実施。

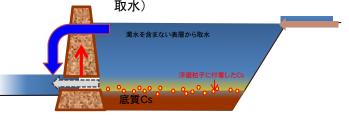
	ため池箇所数			
水質の放射性セシウム濃度	1回目 (2/20~3/9採水)	2回目(3/26~4/6採水)	3回目 (7/24~8/4採水)	
検出下限値※1未満	73	78	83	
検出※2(最小値~最大値(Bq/L))	3(2.2~4.9)	8(1.8~13.6)	5(1.5~8.8)	
計	76	86	88	

- ※1) Cs134及びCs137各1Bq/L程度
- ※2)放射性物質が検出された水を1μmフィルターでろ過し、ろ液を測定。ろ液の濃度は検出下限値未満であった。

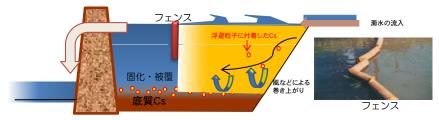
皮質の牡射性もシウノ連座(を	ため池箇所数			
底質の放射性セシウム濃度(乾 重量あたり)	第1回	第2回	追加調査	第3回
里里のだり)	2/20~3/9	3/26~4/6	4/18 <b>~</b> 27	7/24~8/17
~ 100Bq/kg	0	1	0	0
100Bq/kg ~ 1,000Bq/kg	2	1	8	6
1,000Bq/kg ~ 10,000Bq/kg	6	4	17	17
10,000Bq/kg ~ 100,000Bq/kg	3	6	11	13
100,000Bq/kg ~	1	2	1	1
計	12	14	37	37
最低(Bq/kg)	490	16	159	290
最高(Bq/kg)	129,000	170,000	151,000	143,000

#### ため池の汚染拡散防止対策工の例

① 底質の混入防止のための取水位置の変更(表層取水)



② 底質の巻き上がり防止措置 (フェンス設置、底質固化・除去など)





固化剤の散布

# 汚染された農林業系廃棄物の一時保管・減容化等を進めています。

MAFF

- 〇 放射性セシウムに汚染された稲わら等農林業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、 8,000 Bq/kg超は指定廃棄物として国(環境省)が、8,000 Bq/kg以下は一般廃棄物等として市町村等が処理。
- 〇 農林水産省としては、中間処理・最終処分までの間、営農等に支障が生じないよう、また、風評被害の原因とならないよう、汚染稲わら等の一時保管や汚染樹皮(バーク)の減容化等を推進。

8, 000 **Bq/kg**超

8,000

Bq/kg以下

#### 共同または農家ごとに 隔離一時保管

- 人がむやみに立ち入らない場所の確保
- シート等による遮水、飛散防止
- 必要に応じ土のう等による遮へい
- 〇 柵や標識による立入制限



稲わらのラッピング(梱包)



稲わらの耐雪パイプハウスへ の搬入



牛ふん堆肥保管用の 遮水シート敷設

#### 放射性物質汚染対処特措法に基づく対応

指定廃棄物として国(環境省)が処理 (収集・運搬・保管・処分)

- ●基本的な考え方
- •排出された都道府県内で処理
- •既存の廃棄物処理施設の活用を最優先等
- ●指定廃棄物の今後の処理の方針
- ・3年程度(26年度末)を目途として最終処分場 (福島県は中間貯蔵施設)の確保を目指す
- ・既存の施設で処分できない場合、仮設焼却施設の設置等を含め減容化に努める等

必要に応じ一時保管

一般廃棄物等として市町村等が処理 (焼却・埋立)

- 放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援。
- 地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理費用等を支援。

# 農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策を実施しています。

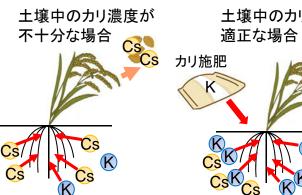
MAFF

- 食品の基準値に整合する農林畜産物のみが出荷されるよう、<u>品目ごとの特性に応じて、除染、作付制限、吸</u> 収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。
- 引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

#### ■ 米

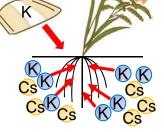
- ・ 24年産米は、23年産の検査結果から、米に含まれる放射性セシウム濃度 が500 Bq/kgを超過した地域等で作付制限。
- 農地の反転耕等による除染やカリ施肥等による吸収抑制対策を実施。
- きめ細かい検査の実施により、基準値を超過する米が流通しないよう取組。

#### カリ施肥による稲の吸収抑制対策



放射性セシウムを 吸収しやすい

土壌中のカリ濃度が



放射性セシウムの 吸収は抑制される

#### 米の放射性セシウム検査



米の全袋検査(福島県全域で実施)

#### 米の試験栽培

作付制限区域では、作付再開を 目指して試験栽培を実施

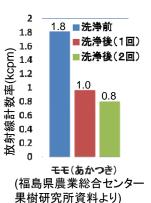
#### ■ 果樹

あらかわ

樹体表面の粗皮削り、高圧水による樹体 洗浄等の除染作業を実施した結果、24年 産果実の放射性セシウム濃度は大幅に 低下。

#### 高圧洗浄(モモ)の例





#### ■ 畜産物

- 畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を徹底。
- 牛肉については、食品の基準値以下のものの みが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

#### 飼料の暫定許容値の改訂 (牛:24.2.3施行、馬、豚、鶏:24.4.1施行)

食品の基準値を超えない食肉や牛乳が 生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値 (Bq/kg)	新暫定許容値 (Bq/kg)
牛·馬	300	100
豚	300	80
鶏	300	160

牧草地の除染 作業の事例



#### 家畜の飼養管理等の対応

- 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
- 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転 耕等による除染対策の推進
- 〇 代替飼料確保の支援

#### ■ きのこ

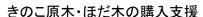
きのこが食品の基準値を超える放射性セシウム を含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性 物質濃度の指標値を設定。

(きのこ原木:50 Bq/kg、菌床用培地:200 Bq/kg)

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の 洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技 術の普及等を通じて、食品の基準値以下のきの こ生産に取り組んでいるところ。

#### 具体的な取組







プルシアンブルーによる除染試験

# 農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下しています。

MAFF

- 〇 農業生産現場における取組の中で、<u>農畜産物に含まれる放射性セシウムの濃度水準は低くなっており、23年度末までと比べ、基準超過の比率も大幅に低下</u>。
- きのこ·山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

平成24年4月以降の農林水産物の放射性セシウム検査結果(17都県分)(平成24年4月1日~平成25年2月28日)

品目	検査点数	基準値 <sup>注2</sup> 超過点数	超過割合	(参考)23年度末まで の超過割合 <sup>注3</sup>	基準値超過品目
米	1, 023万	84	0. 0008%	2. 2%	米
麦	1, 816	0	0%	4. 8%	
豆 類	4, 387	22	0. 5%	2. 3%	大豆、小豆
野菜類	17, 508	5	0. 03%	3. 0%	ホウレンソウ <sup>注4</sup> 、アシタバ、 レンコン、クワイ、コマツナ <sup>注4</sup>
果実類	4, 386	13	0. 3%	7. 7%	ウメ、クリ、ブルーベリー、ユズ、ミカン
茶	837	13	1. 6%	8. 6%	茶
その他地域特産物	3, 286	14	0.4%	3. 1%	そば
原 乳	2, 191	0	0%	0.4%	
肉・卵 (野生鳥獣肉を除く)	137, 318	4	0. 003%	1. 3%	牛肉、豚肉、馬肉
きのこ・山菜類	6, 115	599	9. 8%	20%	原木しいたけ(露地栽培・施設栽培)、たけのこ等
水産物	15, 835	1, 029	6. 5%	20%	カレイ、アイナメ、スズキ、ヤマメ 等

注1: 厚生労働省及び自治体が公表したデータに基づき作成

注2:超過が見られた品目・地域については、出荷制限や自粛などが行われている。新基準値:100 Bq/kg(茶については浸出液で10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg、経過措置として、米と牛肉については9月30日、大豆については12月31日まで500 Bg/kg)。

注3:新基準値の超過割合。23年度末までの米については、福島県が実施した緊急調査の結果を含む。23年度末までの茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kg超のデータを集計(飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50)。

注4: 超過は各々1点のみで、汚染した被覆資材の使用による交差汚染の可能性。

# 避難区域等の除染後農地等の保全管理や作付実証等の営農再開を支援 しています。

MAFF

- 環境省の実施する農用地等の除染と連携して、農地、農業用施設の復旧等を実施。
- 農地の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向け た取組を切れ目なく支援。
- 各市町村ごとの課題を把握し、地域の実情に応じた取組を具体化。
- 避難区域等の営農再開に向けた道筋

区域の復興計画・ 除染実施計画づくり

#### 【主な取組内容】

■ 農地等の除染技術、作物等への放

■ 農地土壌等の放射性物質による汚

染状況の把握

【主な支援内容】

- 射性物質移行低減技術の確立
- 国による基幹となる用排水施設の 災害復旧
- 復旧を迅速に進めるための技術 職員の派遣
- 農業水利施設の放射性物質調査の 実施及び拡散防止技術の確立
- 営農再開を目的として行う一連の取 組(除染後の農地の保全管理、作 付実証等)に対する財政的支援 25



地域の除染



営農再開に向けた条件整備



営農の再開

- ●地域の状況に応じた農用地等の除染の実施 (農用地、農業水利施設、畜舎等)
- ●農地·農業水利施設、共同利用施設等の復旧
- ●地域の農業再生に向けた計画づくり
- ●除染後の農地、水路等の施設の補修・管理 (除草、水路・けい畔等の補修、土づくり等)
- ●鳥獣被害防止対策、放れ畜対策
- ●稲等の実証栽培、牧草地の除染効果の確認
- ●稲の作付再開、野菜等の出荷制限の解除、牧 草の利用制限の解除
- ●避難している農家の農地管理
- ●新たな作物や栽培方法の導入(植物工場等)
- ●放射性物質の吸収抑制対策
- ●出荷開始(食品の検査の実施)
- ●経営再開に向けた家畜導入

# 被災農家の営農再開に対する支援をしています。

MAFF

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難区域等においては、<mark>営農再開に向けた環境が整っておらず、</mark> 農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- 〇 こうしたことから、福島県に基金を造成することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の 進捗に応じて切れ目なく支援する。(福島県営農再開支援事業:24年度補正予算 232億円(復興庁計上))

#### 福島県内

#### 避難区域等

(目的)福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地 面積の6割の営農再開を図る。

〇 除染後農地等の保全管理

第1段階

第2段階

除染後から営農再開 までの農地等におけ る除草等の保全管理 に対する支援

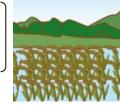


- 鳥獣被害防止緊急対策 一斉捕獲活動の実施や大規 模な侵入防止柵等の設置に 対する支援
- 放れ畜対策☆ 放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



○ 営農再開に向けた 作付実証

基準値を下回る農作物 生産の確認等のための 作付実証に対する支援



農地を管理耕作する者への支援 直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時 的に行う管理耕作に対する支援

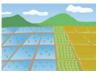
○ 避難からすぐに帰還しない農家の

○ 収穫後の汚染防止対策 「収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止 対策に対する支援

第3 段階 〇 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援





放射性物質 の吸収抑制 対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援

避

難

区 域

の

営

農

再

開を後

押



※その他特認事業 を措置

26

# 避難区域等における稲の作付再開に向けた取組を進めています。

MAFF

〇 避難指示区域の見直しが進んできていることを踏まえ、「25年産米の作付等に関する方針」において、避難指 示解除準備区域については、作付再開に向けた実証栽培を進める作付再開準備区域に設定するなど、稲の 作付再開に向けた取組を後押し。

#### 対象地域 【24年産の取扱い】

- 1 帰還困難区域、居住制限区域、警戒 区域、計画的避難区域 【作付制限】
- 2 避難指示解除準備区域【作付制限】

3 旧緊急時避難準備区域 【事前出荷制限の下、作付自粛】 23年産米で500 Bq/kg超のあった、又 は100 Bq/kg超の拡がりがあった地 域【作付制限】 25年産の取扱い

1. 作付制限

除染等の状況に応じて試験栽培等を実施。※

2. 作付再開準備

管理計画を策定し、<u>作付再開に向けた実証栽培</u>等を実施。

3. 作付を再開し、全量生産出荷管理

管理計画を策定し、飯米・縁故米を含む全てのほ場について吸収抑制対策等を実施、もれなく検査(全量管理、全 袋検査)し、順次出荷。 ※

※ 住民の帰還、除染等の状況に応じて、同一市町村内 で一体的に作付制限、作付再開準備又は全量生産出 荷管理を行うことも可能とする。

# 間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な推進により、林業再生に向けた取組を支援しています。

MAFF

- 〇 林業再生の観点から、2.5  $\mu$  Sv/h未満 $^{\times 1}$ の地域において営林が進められていくことを踏まえ、
- ① 汚染状況重点調査地域等の放射性物質による影響のある森林※2を対象に、
- ② 県・市町村等の公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に講じるための対策を平成24年度補正予算から新たに実施。
- ※1 2.5 μSv/h未満(週40時間、52週で5mSv/年に相当)の地域では、基本的に除染電離則に基づく労働者の線量管理等の特別な対策が不要。
- ※2 空間線量率が0.23 µSv/hを超える森林。

#### 公的主体による森林整備と放射性物質対策を一体的に推進

- 〇実証地選定のための森林調査等
- ・実証地の選定のための森林の放射線量等の調査
- ・作業計画の検討のための実証対象森林の調査
- ・森林所有者への説明・同意取付 等を実施。



概況調査等



同意取付

〇公的主体による森林整備

放射性物質の影響等で所有者自らでは整備を進めがたい森林について、県・市町村等の公的主体による間伐等を実施。



間伐等の適切な森林整備

- ○放射性物質対策の実証 放射性物質への影響に対処するため、
  - ・森林整備に伴い発生する枝葉等の破砕、梱包、 運搬
  - ・木質バイオマス関連施設において利用するため のバグフィルタ、焼却灰保管施設等の整備 等の実証的な取組を実施。



破砕等の実証



熱供給施設等での利用

- 本対策の対象エリアは放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域等8県104市町村。
- 福島県の構想(森林の汚染状況等に応じ、すみやかな除染の実施と間伐等の森林整備による森林再生を推進)等を踏まえ、H24補正予算及びH25当初予算に計上。

# 放射性物質検査の結果を踏まえつつ、試験操業・試験販売を進め、漁業の再生に向けた取組を支援しています。

#### MAFF

- 〇 福島県沖における操業自粛が長期化する中、福島県漁連が福島県地域漁業復興協議会を設置し、平成24年 6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・魚種について試験的な操業を実施。
- 〇 引き続き、福島県漁業復興協議会等における検討に参画し、<u>漁業再開に向けた試験操業の取組を支援</u>するとともに、<u>高濃度に放射性物質で汚染された魚類の汚染源・汚染経路の解明等を実施</u>。
- ◆福島県における漁業再開に向けた取組 ~販売を伴う試験操業の拡大~

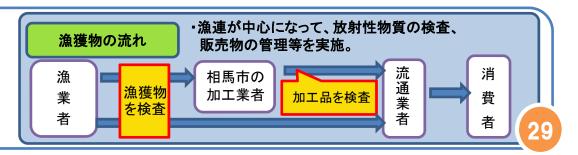
#### これまでの取組

- 平成24年6月下旬から、ミズダコ、ヤナギダコ、シライトマキバイを試験的に漁獲。 ゆでたものを販売。一部は築地や名古屋にも出荷。
- 9月からは、上記3種に加え、キチジ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、沖合性のツブ貝 (チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ、ナガバイ)の7種を対象(計10種)とした試験操 業・販売を実施。一部、生鮮での出荷も実施。
- 10月下旬からは、試験操業海域を双葉沖まで拡大。
- 12月上旬からは、上記の10種に加え、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ズワイガニの3魚種の試験操業・販売を開始。
- 平成25年2月下旬からは、試験操業海域を更に南側へ拡大。

# 武 験 操 業 海 域 [松川浦漁港] | 37\* 53.4\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\* | 50\*

#### (参考)試験販売時の放射性物質検査の概要

- 平成24年6~25年2月の試験販売の際には、生の 状態とゆでた状態のものについて計471回、放射性 物質の簡易検査を実施。結果は最高値で3.6 Bg/kg。
- 〇検査結果は福島県漁連のHPにて随時公開。





# 「食べて応援しよう!」~被災地産食品の利用・販売を推進しています。

MAFF

- 〇 「食べて応援しよう!」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、<u>多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用</u>の取組を推進。(23年4月~)
- 〇 <u>農林水産省・経済産業省の連名で流通業界団体、経済団体に対し、工芸品を含めた被災地産品の販売促進を依</u>頼する文書を発出。また、都道府県、大学、各府省庁等に対しても、依頼文書を発出。(24年8月)
- 〇 全府省庁の食堂・売店1,303ヵ所のうち、632ヵ所で被災地産品を利用・販売。<u>米については5,232トン(総利用・販売量の38%に相当)のうち、福島県産米1,445トンを利用・販売</u>。(24年10月末現在。出先機関を含む。)
- 〇 今後とも、<u>消費者庁等との連携を強化しつつ、被災地産食品の利用・販売を一層推進</u>。特に、<u>福島県産農産物</u>等については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組に支援。



「食べて応援しよう!」 とは、被災地やその周辺 地域で生産・製造されて いる農林水産物・食品 (被災地産食品)を積極 的に消費することで被災 地の復興を応援する運動



卸売市場まつりにおける販売促進フェア (24年10月東京都)



企業の社員食堂における被災地産食材の利用(24年10月東京都)



これまでの取組: 519件

うち被災地産食品販売フェア等: 386

社内食堂等での食材利用: 69

(23年4月~25年2月までの間)



ローソンで福島県産桃ジャムを使用したパンを販売中(24年11月~12月)



農林水産省内の食堂で、被災地産食材を使用したメニューを提供(随時実施)

## 円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対して働きかけをしています。

MAFF

- 〇 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、<u>原発事故連絡会議を25年2月までに11回</u> 開催するなど、東京電力に対し、中間指針等に基づく<u>賠償金の早期支払いを求めてきた</u>ところ。
- 農林水産関係では25年2月28日までに、<u>合計約4,330億円の請求に対し、3,587億円を支払い(約83%)</u>※。

※ 25年2月28日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

#### 中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

#### 政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

〇農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

#### いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

〇農林漁業

【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、*岩手、宮城*【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、*宮城、東京* 【林産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、*青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島(ただし、広島はしいたけのみ)* 

【畜産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬(ただし、岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ)

【牛肉(セシウム汚染牛肉関係)】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根

(他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われるべき旨を記載)

【水産物(食用・餌料用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、*北海道、青森、岩手、宮城* 

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、*岩手、宮城、栃木* 【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、*岩手、宮城、茨城、栃木、千葉* 【その他の農林水産物】福島

〇農産物加工・食品製造業 〇農林水産物・食品

〇農林水産物・食品の流通業 〇輸出

- ※1 中間指針に示されなかったものが直ちに賠償対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて、相当因果関係のある損害として賠償の対象と認められ得る。
- ※2 出荷制限指示等に係る損害、いわゆる風評被害に係る損害(斜体字以外)については、中間指針(平成23年8月5日)で記載。
- ※3 いわゆる風評被害(斜体字)については、中間指針第三次追補(平成25年1月30日)で追加。

#### 原発事故連絡会議の開催

農林水産業及び食品産業等に係る原子力損害賠償請求を円滑に進めるために、関係都道府県、関係団体等からなる「東京電力福島原子力発電所事故に係る連絡会議」を設置(H23.4.13)。25年2月までに、計11回開催し、原子力損害賠償に関する最新の関連情報を農林漁業者及び食品産業等の方々に提供。

## 原発事故に伴う各国の輸入規制が、徐々に緩和されています。

MAFF

- 我が国からの農林水産物・食品の輸出については、原発事故に伴い諸外国・地域(世界44ヵ国・地域)におい て、日本産農林水産物・食品の輸入規制を強化。
- 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、カナダの 輸入規制の解除等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

#### 〇十た絵山生国の絵 1 担判世署の周

○王な輔出先国の輌入規制措直の例 (平成25年3月11日				
	対 象 県	品目	措置	
禾洪	5県	野菜・果実、牛乳等	輸入停止	
日心		食肉(卵含む)、水産物	放射性物質の検査証明書を要求	
米国	8県	ほうれんそう、カキナ、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚、牛肉製品等	輸入停止 (福島の米、福島、栃木、岩手、宮城の牛肉製品、栃木、茨城、 千葉、群馬、神奈川の茶など)	
	3県	牛乳・乳製品、野菜・果実等	 放射性物質の検査証明書を要求 	
台湾	5県	全ての食品	輸入停止	
百湾	5県以外	野菜•果実、乳製品、水産物等	全ロット検査	
	10都県	全ての食品、飼料	輸入停止	
中国	10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及び その製品、薬用植物産品	放射性物質の検査証明書(※)及び産地証明書を要求	
		水産物	上記のほか、原産地・輸送経路を記した検疫許可申請を要求	
		その他の食品・飼料	産地証明書を要求	
			輸入停止	
	13県	ほうれんそう、カキナ、米、原乳、 きのこ類、茶、飼料等	(福島の米、福島、群馬、栃木、茨城、千葉のほうれんそう、福島、群馬、栃木、茨城、宮城、千葉、岩手、長野、埼玉、青森、山梨及び静岡のきのこ類など)	
韓国	16都道県	上記13県産品目を除く全ての水 産品	放射性物質の検査証明書を要求	
	13都県	上記13県産品目及び水産品を除 く全ての食品		
	13都県以外 (水産品については、 16都道県以外)	全ての食品	産地証明書を要求	

#### ○ 主な輸出先国の輸入緩和の動き (平成25年3月11日現在)

国名	緩和措置				
中国	H23. 5.27 水産物の産地証明書、放射性物質の検査証明書の発行につき合意 H23. 6.13 輸入停止12都県→10都県(山形・山梨除外) H23.11.24 水産物以外の産地証明書の発行につき合意				
香港	H23.11.11 水産物の放射性物質検査証明書の発行につき 合意(5県以外は香港でサンプル検査) H24. 3.26 食肉(卵を含む)の放射性物質検査証明書の発 行につき合意				
EU	H23.12.25 放射性物質検査証明書を要求(12都県→11都県(長野除外) 県(長野除外) H24.10.30 酒類の規制解除。検査証明書を要求する品目 を限定。通関時のサンプル検査の割合を一律 5%に軽減。				

※ カナダ、ニュージーランド、マレーシア等は既に全ての規制を撤廃 〇農林水産物輸出実績(単位:億円)



平成24年の輸出額は速報値 資料:財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成